



近郊緑地の保全制度について



- 1 : 円海山・北鎌倉区域（国土交通省「三圏計画の改定について」H28.2）より
- 2 : 小網代近郊緑地保全区域（国土交通省「三圏計画の改定について」H28.2）より
- 3 : カタクリ（東千葉）（千葉市 HP カタクリ 2020.03.19 更新）より
- 4 : アカテガニ（小網代）（神奈川県 HP 小網代の森リーフレット）より
- 5 : 六甲山上（六甲）（六甲摩耶ポータルサイト「アクセス！神戸六甲山」）より
- 6 : こぶしの谷ハイキング（金剛生駒）（大阪府民の森 HP「くさか園地」）より
- 7 : 環境学習プログラム（六甲）（六甲山ビジターセンターHP イベント）より
- 8 : フォレストアドベンチャー（東千葉）（千葉市 HP 「フォレストアドベンチャー・千葉」オープン（平成30年3月17日））より

1 近郊緑地とは

背景 ～首都圏整備法及び近畿圏整備法の概要～

昭和 30 年代以降、東京圏及び近畿圏においては、経済成長に伴う人口・産業の集中等を背景に、中心部への過度な人口・産業（特に工場）の集中を抑制し、周辺部への分散配置が求められるようになり、圏域での秩序ある発展を図るため、首都圏整備法（昭和 31 年）及び近畿圏整備法（昭和 38 年）が制定され、政策区域制度^{*1}や近郊緑地の保全制度などが創設されました。

※1 政策区域制度

都市の機能の維持及び増進を図る既成市街地等、無秩序な市街化を防止する近郊整備地帯等、工業都市や住宅都市などの都市として発展させる都市開発区域を定める制度

近郊緑地の定義

近郊緑地は、首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年）^{*1}、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年）^{*2}において定義づけられている緑地を指します。

これらの法律は、近郊緑地が、住民の健全な生活環境の確保（首都圏）や文化財の保存、観光資源の保全など（近畿圏）に役立ち、首都圏または近畿圏の秩序ある発展に寄与することを目的として制定されました。

*1 首都圏近郊緑地保全法（第二条）

近郊整備地帯内の緑地であって、樹林地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものをいう。

*2 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（第二条）

既成都市区域の近郊における保全区域内の樹林地（これに隣接する土地でこれと一体となつて緑地を形成しているもの及びこれに隣接する池沼を含む。）であつて、相当規模の広さを有しているものをいう。

首都圏整備法（昭和 31 年）

政策区域指定：昭和 32 年～

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

近畿圏整備法（昭和 38 年）

政策区域指定：昭和 40 年～

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

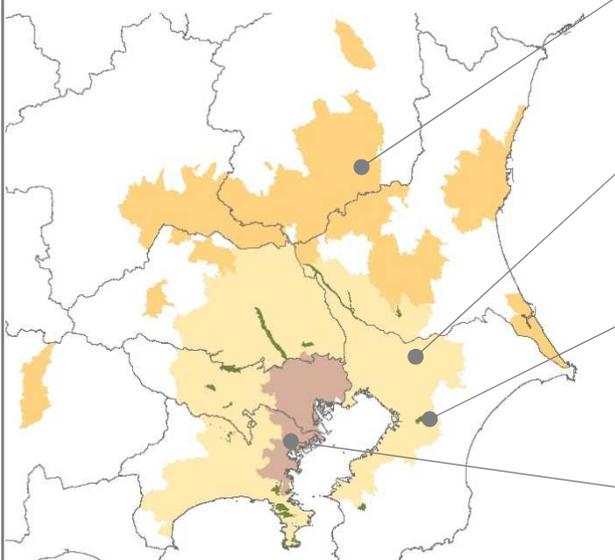
首都圏近郊緑地整備法（昭和 41 年）

近郊緑地保全区域指定：昭和 42 年～

近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年）

近郊緑地保全区域指定：昭和 43 年～

政策区域制度（首都圏を例に記載）



都市開発区域

既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため、工業都市、住宅都市その他の都市として発展させることが適当な区域

近郊整備地帯

既成市街地等の近郊でその無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域

近郊緑地保全区域

大都市部の周辺において、地域住民の健全な生活環境を確保し、無秩序な市街地化を防止するため、広域的な見地から緑地を保全する区域

既成市街地

産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域

近郊緑地保全区域の指定

国土交通大臣は、首都圏の近郊整備地帯（首都圏整備法による）では首都圏近郊緑地保全法で、近畿圏の保全区域内（近畿圏整備法による）では近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、右枠内のような区域を近郊緑地保全区域として指定することができます。

また、近郊緑地保全区域内でこれらの効果が特に著しい地域等については、都道府県知事等が都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができます。

●近郊緑地保全区域として指定する区域

- ・無秩序な市街地化のおそれ大きい
- ・住民の健全な心身の保持及び増進に寄与する
- ・公害や災害の防止の効果が著しい

制度に示されている事項

保全区域を指定した際は、以下のように当該保全区域について、近郊緑地の保全に関する計画を作成します。また、建築物等の新改増築などについて、行為規制が生じます。

近郊緑地保全区域

指定主体	国土交通大臣	
保全計画	【首都圏】国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定をしたときは、当該区域について近郊緑地の保全に関する計画（近郊緑地保全計画）を決定	【近畿圏】知事は、保全区域の指定があったときは、関係市町村長と協議して、当該区域に係る保全区域整備計画を作成することができる。
行為規制	○建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、知事等に届出。 ○知事等は緑地保全のため必要と認めるときは、助言又は勧告を行うことができる。	

近郊緑地保全区域内で、特に保全による効果が著しく、特に良好な自然の環境を有する等の土地の区域については、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

近郊緑地特別保全地区

決定主体	都府県等※
行為規制 都市緑地法 で規定	○建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、 <u>知事等の許可が必要</u> 。 ⇒上記の許可を得られず損失を受けた者に対しては、 <u>通常生ずべき損失を補償</u> 。 ⇒上記の許可を得られず、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、所有者から当該土地の買い入れの申出があった場合、当該 <u>土地を買入れる</u> 。国はその一部を補助。 <u>補助率：5.5/10</u> （特別緑地保全地区での買い入れへの通常の補助率：1/3） ○知事等は緑地保全について必要な措置（原状回復等）を命じることができる。

※知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき、基礎自治体（市）が申請等に対する許認可及び土地の買入を行う場合もある。

3 近郊緑地保全区域の指定状況

近郊緑地保全区域は、令和3年度末(令和4年3月31日現在)で、25区域において約97,330haとなっています。またそのうち特別保全地区は、30地区、その面積は約3,754haです。

●首都圏における指定状況

首都圏：19区域 約15,861ha
 (近郊緑地特別保全地区：13地区 約1,056ha)



安行
 近郊緑地保全区域
 (川口市：赤山城跡)



円海山・北鎌倉
 近郊緑地保全区域
 (横浜市：瀬上市民の森)



近郊緑地保全区域					近郊緑地特別保全地区			
区域名	都道府県 政令市	市町村名	面積 (ha)	面積 (ha)	地区名	市町村名	面積 (ha)	面積 (ha)
武山	神奈川県	横須賀市	約327	約327	武山	横須賀市	約195	約195
衣笠・大楠山	神奈川県	横須賀市、葉山町	約958	約958	衣笠・大楠山	横須賀市	約50	約50
逗子・葉山	神奈川県	逗子市、葉山町	約1,087	約1,087	三ヶ岡山	葉山町	約33	約33
相模原	相模原市	相模原市	約644	約644	相模原、相模横山・相模川	相模原市	約177	約177
剣崎・岩堂山	神奈川県	三浦市	約618	約618	—	—	—	—
円海山・北鎌倉	神奈川県 横浜市	鎌倉市 横浜市	約294 約802	約1,096	鎌倉 円海山、大丸山、公田	鎌倉市 横浜市	約131 約202	約333
小網代	神奈川県	三浦市	約70	約70	小網代	三浦市	約65	約65
多摩丘陵北部	東京都	八王子市、日野市	約264	約264	—	—	—	—
滝山	東京都	八王子市、あきる野市	約488	約488	—	—	—	—
狭山	東京都	東村山市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町	約725	約1,607	—	—	—	—
		埼玉県	所沢市、入間市		約882	—	—	—
入間	埼玉県	入間市	約398	約398	—	—	—	—
荒川	埼玉県	川越市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、川島町、桶川市	約1,976	約3,304	—	—	—	—
		さいたま市	約1,328		—	—	—	
平林寺	埼玉県	新座市	約68	約68	平林寺	新座市	約60	約60
安行	埼玉県	川口市	約580	約580	—	—	—	—
東千葉	千葉県	千葉市	約734	約734	東千葉	千葉市	約61	約61
行徳	千葉県	市川市	約83	約83	行徳	市川市	約83	約83
君津	千葉県	君津市	約635	約635	—	—	—	—
		野田市	約862		—	—	—	
利根川・菅生沼	茨城県	常総市、坂東市、境町、五霞町	約1,586	約2,448	—	—	—	—
		龍ヶ崎市、牛久市、取手市	約452		—	—	—	

●近畿圏における指定状況

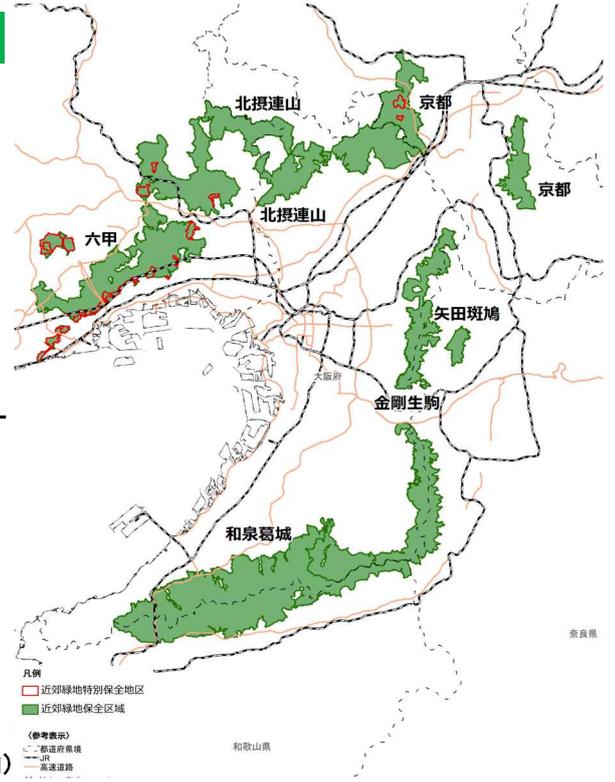
近畿圏：6 区域 約 81,469ha
 (近郊緑地特別保全地区：17 地区 約 2,698ha)



六甲
 近郊緑地保全区域
 (神戸市：六甲山)
 (神戸市 HP 観光・レジャー
 >六甲山) より



京都
 近郊緑地保全区域
 (宇治市：仏徳山・朝日山)



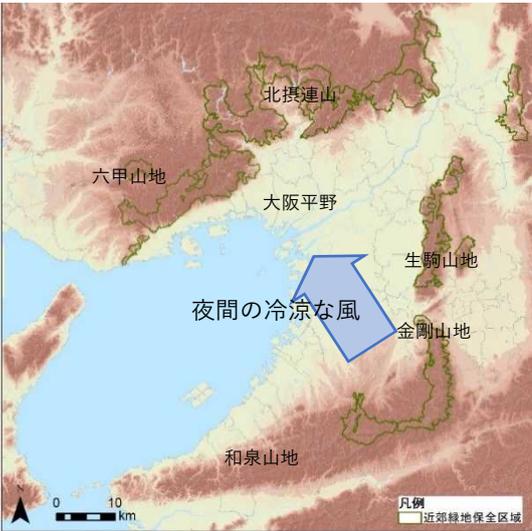
近郊緑地保全区域					近郊緑地特別保全地区			
区域名	都道府県 政令市	市町村名	面積 (ha)	面積 (ha)	地区名	市町村名	面積 (ha)	面積 (ha)
京都	京都市	京都市	約 3,333	約 6,870	小塩山、善峰寺	京都市	約 212	約 212
	京都府	宇治市、城陽市、長岡京市、大山崎町	約 3,537		—			
北摂連山	大阪府	池田市、高槻市、茨木市、箕面市、豊能町、能勢町、島本町	約 9,736	約 21,087	—			約 327
	神戸市	神戸市	約 1,382		千刈、鎌倉峡	神戸市	約 260	
	兵庫県	西宮市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	約 9,969		北中山	宝塚市	約 67	
金剛生駒	大阪府	枚方市、八尾市、河内長野市、東大阪市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、四條畷市、交野市、河南町、太子町、千早赤阪村	約 11,144	約 15,650	—	—	—	—
	奈良県	五條市、御所市、生駒市、平群町、三郷町、葛城市、香芝市	約 4,506		—	—	—	
和泉葛城	大阪府	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、泉南市、熊取町、阪南市、岬町	約 12,697	約 23,922	—	—	—	—
	和歌山県	和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町	約 11,225		—	—	—	
矢田斑鳩	奈良県	奈良市、大和郡山市、生駒市、斑鳩町	約 880	約 880	—	—	—	—
六甲	神戸市	神戸市	約 9,105	約 13,060	打越山、坊主山、摩耶・諏訪山、高取、東須磨、西須磨、鉢伏山、帝釈丹生山、ひよどりごえ	神戸市	約 1,883	約 2,159
	兵庫県	西宮市、芦屋市、宝塚市	約 3,955		良元・生瀬、劔谷・苦楽園、会下山	西宮市、芦屋市、宝塚市	約 276	

4 近郊緑地の役割



近郊緑地は、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として保全されてきました。

さらに近年は、都市の近郊に位置し、保全されている近郊緑地の自然的環境は、グリーンインフラとして都市の暮らしを支える基盤やレクリエーションの場としての機能にも注目されています。



●ヒートアイランド現象の抑制

大阪平野は北に北摂連山や六甲山地、東に生駒山地や金剛山地、南に和泉山地に囲まれた狭小な平野であり、大阪平野東部地域では夜間に冷気流が観測されています。

その発生源は生駒山地と和泉山地において発生した山風と推定されており、都市近郊山地から流入する山風は夜間ヒートアイランドの有効な対策として期待されています。

玉井昌宏 (2015), パイロットバルーンによる大阪平野東部冷気流の流動構造の観測, 土木学会論文集 G (環境), vol.71, No.7, p.III_479-III_487

●雨水の貯留・浸透による防災・減災

横浜市のいたち川流域は市街地開発が進んでいますが、近郊緑地も一定程度確保されています。いたち川流域と、完全に都市化した流域とで、豪雨時のピーク雨量に対するピーク流量の比率を比較すると、いたち川流域の方が3割前後低い値であることが示されています。近郊緑地が雨水を貯留・浸透させることにより、豪雨時の河川のピーク流量をカットし洪水流量を低減させ、防災・減災に貢献しています。

赤羽祐也・呉修一・山田正 (2008), 都市流域における現地流量観測と都市化が洪水流出特性に与える影響, 水工学論文集 52 481-486



●生物の生息・生育環境の場の提供

川の源流から、森林、湿地、干潟までの集水域が自然状態で一体のまま残されている小網代の森では、2000種をこえる生物種が記録され、サラサヤンマ、ゲンジボタル、ハマカンゾウなどの保護が進み、直下の干潟では無脊椎動物が189種（このうち62種が希少種）確認されています（2013）。相模湾で既に消滅や消滅寸前と判定されている種も含まれており、森、湿原、干潟を含めて生物多様性保全の重要な場と考えられています。

岸由二・柳瀬博一「奇跡の自然の守り方」（ちくまプリマー新書）、岸由二・小倉雅實・江良弘光・柳瀬博一（2013）. 小網代干潟における無脊椎動物の多様性・RD種に関する予報, 慶應義塾大学日吉紀要, No.54 (2013.9), p.71-84



小網代の森 (神奈川県 HP 小網代の森について) より

●景観・レクリエーションの場の提供

あしやウォーキングマップ、逗子ウォーキングハイキングガイドなど、近郊緑地保全区域内には、緑地内を散策するコースが整備されており、人々が健康づくりや気分転換を楽しむ場としても活用されています。

人口減少時代に入り、昭和30年代ごろの無秩序な市街化の動きは収束しつつありますが、これからも開発から緑地を保全する取組や、近年の気候変動、社会情勢の変化への対応を行うなどグリーンインフラとしての緑地の機能を高める取組を行っていく必要があります。

一方で、近郊緑地保全区域については、これまでの制度運用の長い歴史の中で、自治体や事業者、市民団体等による様々な創意工夫による取組が行われています。このような多くの工夫・取組の中から、保全、管理、活用の3つの視点から参考となる事例を紹介します。

【参考ポイントについて】

緑地の機能を高めるポイントとして、**保全、管理、活用**の3つの段階で取組みを紹介しています。

|保全| 市街地に近いことから開発などの届出による緑地の消失は依然として見られます。このため、緑地の環境そのものを制度で担保する取組みを進めています。

|管理| 手入れ不足による緑地の荒廃は生物多様性の低下や土砂流出などを招きます。このため、緑地の適切な維持管理を行う取組みを進めています。

|活用| 近郊緑地は都市部の住民からアクセスしやすい自然環境といえます。このため、レクリエーションや市民活動の場として活用していく取組みを進めています。

【近郊緑地保全区域の保全や活用の取組事例一覧と参考ポイント】

事例	事例名	参考ポイント
事例 1 ➤7p	1.無秩序な市街化の防止 近畿圏：金剛生駒区域	保全 届出への指導を「指導指針」に基づき強化 管理 登山観光振興を軸にした官民連携による管理 活用 都市近郊の登山・ハイキングコースとしての活用
事例 2 ➤8p	2.住民の健全な心身の保持・増進 首都圏：小網代区域	保全 NPO・市民に継承される自然環境の保全の取組 管理 自然環境の改善に向けた具体的な保全管理・活用計画の策定 活用 多様な主体との連携により広がる緑地の利用
事例 3 ➤9p	3.公害や災害の防止 近畿圏：六甲区域	保全 「みどりの聖域」や風致地区の重複指定・重要度評価による区域の指定 管理 六甲山森林整備戦略の策定 管理 斜面樹林地における森林整備の試行 活用 都市近郊の登山・ハイキングコースとしての活用
事例 4 ➤10p	4.文化財や緑地や観光資源等の保全 首都圏：円海山・北鎌倉区域	保全 風致地区との重複指定 管理 樹林地保全のための公的支援（横浜みどり税+鎌倉市樹林管理事業） 活用 市民の森制度の活用

無秩序な市街化の防止：金剛生駒区域



【所在】

大阪府（枚方市、八尾市、河内長野市、東大阪市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、四條畷市、交野市、河南町、太子町、千早赤阪村）
奈良県（五條市、御所市、生駒市、平群町、三郷町、葛城市、香芝市）

【区域指定年（最終変更）】

昭和43年2月23日（昭和61年7月30日）

【面積】

- 近郊緑地保全区域 約 15,650ha
- 近郊緑地特別保全地区 指定なし

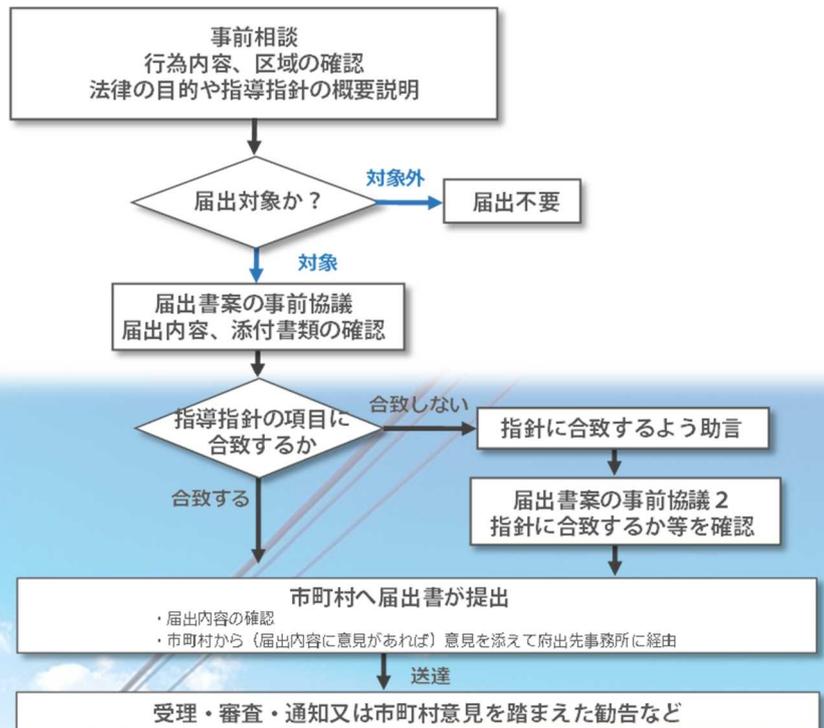
【区域概要】

金剛生駒区域は、生駒山地と金剛山地を含む金剛生駒紀泉国定公園の指定区域と概ね重複する。

ブナの原生林などの自然環境が残る場であり、標高 1,125m の金剛山や標高 642m の生駒山はハイキングコースや登山道も整備されており、都市部からのアクセスも良いことから、四季を通してレクリエーションの場として活用されている。

【保全】 届出への指導を「指導指針」に基づき強化

無秩序な市街化の動きは収束しつつあるものの、都市近郊にあることから現在でも緑地の開発の届出は数多く行われています。大阪府では山林の開発に対する近郊緑地保全区域における行為に係る届出に関して、良好な自然環境を保全することを目的に、保全区域整備計画及びみどりの大阪推進計画に基づく開発抑制を基調とした基準として「近郊緑地保全区域内における届出を要する行為に関する指導指針」を定め、組織全体で適切な指導に取り組んでいます。また、定期的な現場確認による行為の実態把握と指導を行うことで、乱開発の抑制に努めています。



【管理】 登山観光振興を軸にした官民連携による管理

令和3年で開設50周年となったダイヤモンドトレールは、金剛葛城山系の稜線を縦走する45kmの長距離自然歩道で、活性化実行委員会（府県、各市）により利用促進等の取組みが行われています。また、民間連携・協力事業者制度により、林業事業者、交通事業者、登山者団体、民間企業など幅広い人々が参加し、補修作業やPR活動も行われています。



【活用】 都市近郊の登山・ハイキングコースとしての活用

金剛生駒紀泉国定公園として豊かな自然、景勝を活かして複数の登山道が整備されており、四季を通して多くの登山者やハイカーで賑わいます。

住民の健全な心身の保持・増進：小網代区域



【所在】

神奈川県（三浦市）

【区域指定年（最終変更）】

平成 17 年 9 月 22 日

【面積】

- 近郊緑地保全区域 約 70ha
- 近郊緑地特別保全地区 小網代地区 約 65ha

【区域概要】

小網代区域は、三浦半島南部に位置する拠点緑地であり、水系を軸に森・湿地・干潟・海の自然がつながって完結した集水域の生態系を形成している。

四季を通して鳥類・昆虫類などや森、湿地・干潟の植物等の希少種を含む数多くの生き物が観察できるなど、自然ふれあい拠点としての基盤を備えている。

【保全】 NPO・市民に継承される自然環境の保全の取組

小網代区域を含む一帯は、昭和 60 年に大規模リゾートを含む複合的な開発計画が発表されましたが、保全を求める市民活動により、行政・地権者・企業の連携による保全の取組がスタートした歴史を有します。その後も市民団体や自治体などの様々な主体が関わりこの一帯の自然環境が保全されました。特に緑地のあり方について市民・団体等の検討が進んでいることなどが認められ、平成 17 年（2005 年）には 70ha の区域が近郊緑地保全区域に新規指定されています。

【管理】 自然環境の改善に向けた具体的な保全管理・活用計画の策定

現在、豊かな生物相が確認できるこの区域ですが、2000 年代（平成 12 年～）には、浦の川本流の谷底領域で乾燥化が進行し、全域がササ原に変貌しました。2007 年に湿原や塩性湿地をはじめとする自然植生の再生等を目標とする「小網代の森保全管理・活用計画」を県が策定し、さらに県と NPO 法人小網代野外活動調整会議等で構成された協議会により、具体的な整備目標や作業内容を定めた「小網代の森環境整備・管理計画」（2016 年策定、2019 年改定）を策定しました。全体の方針から具体的な実行レベルの計画へと段階的に検討したことが、着実な保全管理の実現に繋がり、この計画に沿った適切な管理による自然環境の回復が進んでいます。

【活用】 多様な主体との連携により広がる緑地の利用

現在、神奈川県、三浦市、トラスト財団、NPO の連携により施設管理、自然の保全・管理が進み、県による施設管理、トラスト財団によるアカテガニ観察会や自然観察会、NPO が自然管理の傍ら有償・無償で進める自然ガイドなど訪問者支援活動も展開され、様々な人が交流する場となっています。

NPO を介して企業からの支援も広がっており、企業、学校などの CSR 活動の場としても活用されています。

さらに、基本計画に基づき、小網代の森インフォメーションスペースが 2019 年 6 月に、三浦市によって開設され、イベント時に活用されるなどして利用の拡充に貢献しています。



CSRによる緑地保全活動の支援等

公害や災害の防止：六甲区域



【所在】

兵庫県（神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市）

【区域指定年（最終変更）】

昭和 43 年 2 月 23 日（平成 9 年 10 月 23 日）

【面積】

- 近郊緑地保全区域 約 13,060ha
- 近郊緑地特別保全地区 打越山地区、坊主山地区、摩耶・諏訪山地区、高取地区、東須磨地区、西須磨地区、鉢伏山地区、帝釈丹生山地区、ひよどりごえ地区、良元・生瀬地区、劔谷・苦楽園地区、会下山地区：役 2,159ha

【区域概要】

六甲区域は、六甲山系を核として優れた自然景観を有するとともに、市民のレクリエーション地となっている。都市に近いため、近代から山上地区では様々なレジャー開発が行われている。また、六甲山では国土交通省と兵庫県が「六甲山系グリーンベルト事業」を行っている。

【保全】「みどりの聖域」や風致地区の重複指定・重要度評価による区域の指定

六甲山に開発計画が度々上がっていたことから、神戸市が平成 4 年に独自の条例として「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」を策定し、当該条例に基づき、みどりの聖域が指定されるようになりました。「みどりの聖域」内では、木竹の伐採などの行為が制限されます。

六甲近郊緑地保全区域は、大部分を風致条例の第一種風致地区、みどりの聖域の保存区域に指定することで、緑地の保全効果を高めています。また、平成 28 年度、30 年度には自然保全のみでなく都市の集約化や防災といった多様な観点での緑地の重要度評価に基づき、区域の指定の見直しを行っており、効果的かつ計画的な緑地の保全に取り組んでいます。

【管理】六甲山森林整備戦略の策定

六甲山では、これまで厳しい行為規制により緑地の量の確保は達成できた一方、十分な手入れが行われず、森林の荒廃が進み、土砂流出などの発生が懸念されています。そこで、人が手を入れて管理を行い、健全な森林を維持していくために、「六甲山森林整備戦略」を策定し、維持管理に有効な手法の研究やモニタリング調査による整備手法の検討などの取組みを進めています。

【管理】斜面樹林地における森林整備の試行

六甲山は植林後 100 年程度が経過しており、照葉樹林化の進行により下層植生が貧弱になり、ナラ枯れ被害等による倒木のリスクが高い樹木も多くみられる箇所があります。神戸市では、「六甲山系グリーンベルト事業」の整備マニュアルを参考にしつつ、市独自のノウハウを交えて新神戸駅北側の公有林において災害防止を主目的とした公有林の低林への転換に取り組んでいます。専門家を含む研究会によりこの取組みについてのモニタリング調査を行い、今後の適切な緑地の維持管理手法の検討へと反映しています。



【活用】都市近郊の登山・ハイキングコースとしての活用

六甲山は複数の登山道が整備されている他、植物園や牧場も立地しています。市街地と海を見下ろす景観も図場らしく、四季を通して多くの登山者やハイカー、観光客で賑わいます。

文化財や緑地や観光資源等の保全：円海山・北鎌倉区域



【所在】

神奈川県（横浜市・鎌倉市）

【区域指定年（最終変更）】

昭和44年3月28日（平成18年12月28日）

【面積】

- 近郊緑地保全区域 約1,096ha
- 近郊緑地特別保全地区 鎌倉地区、円海山地区、大丸山地区、公田地区：約333ha

【区域概要】

円海山・北鎌倉区域は、横浜市南部の円海山から鎌倉市北東部の丘陵地にかけて広がる山陵地で、横浜市の緑の10大拠点の一つとしても位置づけられている。

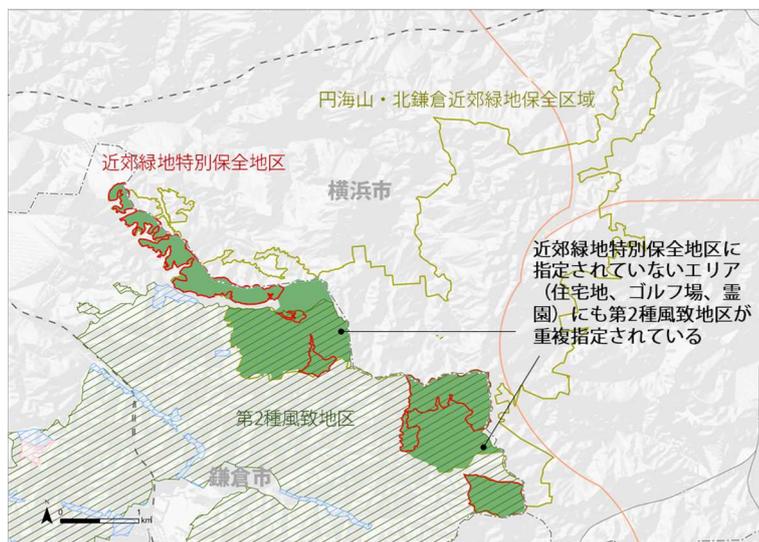
昭和40～50年代の急速な開発により、区域の半分程度は住宅地、ゴルフ場、霊園などである。

【保全】 風致地区との重複指定

鎌倉市街地の背後に連なる丘陵地や風光の美に富んだ海浜部などの自然、国民的遺産である古都鎌倉の史跡などと自然的環境が一体をなす歴史的風土や緑豊かなまち並みが結びついていることが特色となっています。

このような鎌倉市の特徴的な自然環境は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）に基づく鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画や緑の基本計画、景観計画などと整合を図りつつ、保全されています。

鎌倉市では、都市緑地法の運用指針に基づき、近郊緑地保全区域のほとんどが、風致地区と重複指定され、市条例の規定により、建築物の建築、宅地造成の際には、20%以上の緑化が必要となっています。その結果、風致地区と重複指定された近郊緑地保全区域内の住宅地では豊かな緑が維持されています。



【管理】 樹林地保全のための公的支援

樹林地の安全性の向上などを図るため、横浜みどり税や、鎌倉市の樹林管理事業により区域内の樹林の適正管理を実施・支援しています。また横浜市では、現状や整備直後の状態、目指す将来像がイラストで分かりやすく示されている「森づくりガイドライン」を策定することで、樹林管理の実施しやすさを高めています。

【活用】 市民の森制度の活用

横浜市では市内に残された貴重な樹林地を保全・活用するために、民有緑地を市民の憩いの場として活用する「市民の森」制度を運用しています。近郊緑地保全区域内の緑地の一部も市民の森に指定し、「市民の森愛護会」と連携した緑地の管理を実施しています。近年は、これまでの安全管理の観点から質を高める樹林管理へと幅を広げ、樹林地に関わる愛護会や利用者、行政が共に検討して「保管理計画」を策定し、管理作業に取り組んでいます。



市民の森における森づくり活動

発行：国土交通省 国土政策局 広域地方政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2 TEL 03-5253-8111（代表）

発行年月：令和5年9月